

総務委員会資料(Ⅰ)

5月臨時会主要事項

- 知事の専決処分した岡山県税条例の一部を改正する条例について

平成20年5月7日

総 務 部

知事の専決処分した岡山県税条例の一部を改正する条例 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179号第1項の規定により、平成20年3月31日別紙のとおり岡山県税条例の一部を改正する条例（平成20年岡山県条例第18号）を専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

(参考)

地方自治法抜粋

(長の専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別紙)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九條第一項の規定により知事が処分した岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

岡山県知事 石 井 正 弘

岡山県条例第十八号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十九條第五項、第二十条並びに第二十条の二第一項及び第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

四項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第百三十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

2 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令で定めるものの取得(附則第十九条第二項から第四項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第百三十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十

3
略

四項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第百三十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

2 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令で定めるものの取得(附則第十九条第二項から第四項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第百三十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十

3
略

新	旧
<p>附則 (自動車取得税の税率の特例) 第十九条 1～4略</p> <p>5 車両総重量が三・五トンを超える自動車(軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。)のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの(以下この項において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの(以下この項において「重量車基準適合車」という。)の取得(前三項又は附則第二十条の二第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日までの間に行われたときに限り、第三百三十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一(窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で省令で定めるものにあつては、百分の二)を控除した率とする。 (自動車取得税の免税点の特例) 第二十条 平成二年四月一日から平成二十年五月三十一日までの間に行われた自動車の取得に係る第三百三十八条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。 (自動車取得税の課税標準の特例) 第二十条の二 附則第十七条の六第四項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同項に規定する基準エネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が同項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので省令で定めるものの取得(附則第十九条第二項から第</p>	<p>附則 (自動車取得税の税率の特例) 第十九条 1～4略</p> <p>5 車両総重量が三・五トンを超える自動車(軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。)のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの(以下この項において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの(以下この項において「重量車基準適合車」という。)の取得(前三項又は附則第二十条の二第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三百三十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一(窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で省令で定めるものにあつては、百分の二)を控除した率とする。 (自動車取得税の免税点の特例) 第二十条 平成二年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われた自動車の取得に係る第三百三十八条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。 (自動車取得税の課税標準の特例) 第二十条の二 附則第十七条の六第四項に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同項に規定する基準エネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が同項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので省令で定めるものの取得(附則第十九条第二項から第</p>

岡山県税条例の一部を改正 する条例の専決処分について

地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）が、平成20年4月30日に公布され、同日から施行されたことに伴い、岡山県税条例の一部を改正し、直ちに施行する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年4月30日に専決処分を行ったので報告します。

[条例改正の主な内容]

1 道路特定財源に係る改正

- (1) 自動車取得税の免税点の特例措置（本則15万円以下→50万円以下）を平成30年3月31日まで10年間延長するとともに、税率の特例措置（本則3%→5%）を平成20年5月1日から平成30年3月31日までの約10年間講じる。
（附則第19条、附則第20条関係）
- (2) 軽油引取税の税率の特例措置（本則15円/ℓ→32.1円/ℓ）を平成20年5月1日から平成30年3月31日までの約10年間講じる。
（附則第22条関係）

2 環境税制に係る改正

- (1) 低公害の自動車に係る自動車税の税率の特例措置については、平成20年4月1日から軽減の対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化した上で、平成22年3月31日まで2年間延長するとともに、環境負荷の大きい自動車に係る自動車税の税率を重くする特例措置の対象を拡充する。
（附則第17条の6関係）
- (2) 低公害の自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置については、平成20年5月1日から軽減の対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化した上で、平成22年3月31日まで2年間延長する。
（附則第20条の2関係）
- (3) 平成21年排出ガス保安基準に適合するディーゼル乗用車に係る自動車取得税の税率の特例措置を創設するとともに、環境性能に優れたディーゼルトラック等に係る自動車取得税の税率の特例措置については、平成20年5月1日から軽減の対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化した上で、平成22年3月31日まで2年間延長する。
（附則第19条関係）

※ 平成20年度税制改正のうち、証券税制等に係るものについては、6月議会に改正条例案を諮ることとしているため、今回の専決処分の対象としていない。

知事の専決処分した岡山県税条例の一部を改正する条例 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179号第1項の規定により，平成20年4月30日別紙のとおり岡山県税条例の一部を改正する条例（平成20年岡山県条例第19号）を専決処分したので，同条第3項の規定により，これを報告し，承認を求める。

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第四号中「本節」を「この節」に改め、「及び県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（第四項に規定するものを除く。）」を削り、同条第三項中「法人税法第二条第六号の公益法人等（を「公益法人等（法人税法第四条第四項中「含む」の下に「。以下県民税について「人格のない社団等」という）を加え、「この節中法人に関する」を「この節の」に改める。第四十条の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下「法人等」と総称する。）」を削り、「掲げる法人等」を「掲げる法人」に改め、同項の表を次のように改める。

法人の区分	税率
<p>一 次に掲げる法人</p> <p>イ 法人税法第二条第五号の公共法人及び第二十九条第三項に規定する公益法人等のうち、法第二十五条第一項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）</p> <p>ロ 人格のない社団等</p> <p>ハ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）</p> <p>ニ 保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。）</p> <p>ホ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもの</p> <p>二 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え一億円以下であるもの</p> <p>三 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を超え十億円以下であるもの</p> <p>四 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を超え五十億円以下であるもの</p>	<p>年額 二万円</p> <p>年額 五万円</p> <p>年額 十三万円</p> <p>年額 五十四万円</p>

第四十条第二項中「若しくは第四号」を削り、同条に次の一項を加える。

3 第一項の収益事業の範囲は、令で定めるところによる。

第四十一条の見出し及び同条第一項中「法人等」を「法人」に改める。

第四十二条の見出し及び同条第一項並びに第四十二条の二（見出しを含む。）中「法人等」を「法人」に改め、同条を第四十二条の二の三とし、第四十二条の次に次の二条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予）

- 第四十二条の二 知事は、内国法人（法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいう。第四十九条の三第一項において同じ。）が同法第百三十九条に規定する条約（以下この節及び次節において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。を）をした場合（外国法人（法人税法第二条第四号に規定する外国法人をいう。以下この項及び第四十九条の三第一項において同じ。）が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以外の締約国（以下この節及び次節において「条約相手国」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国の権限ある当局から当該条約相手国との間の租税条約に規定する協議（以下この節及び次節において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合を含む。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて法第五十三条第二十八項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて知事が法第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二十六条の規定による更正に係る法人税額に基づいて知事が法第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の令で定める場合にあつては、令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に於いて当該法人税割額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。
- 2 知事は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第十六条第一項各号に掲げるものを、令で定めるところにより徴さなければならぬ。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 3 法第十五条第四項、第十五条の二、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、法第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。
- 4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

- 一 第一項の申立てを取り下げたとき。
- 二 前項において準用する法第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する知事の求めに応じないとき。
- 三 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないとき。
- 四 法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る法人税割の全額を徴収することができないと認められるとき。
- 五 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第一項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、知事は、その免除をしないことができる。
- 六 徴収の猶予に関する申請の手續に関しては、令で定めるところによる。
（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予）
第四十二条の二の二 知事は、連結親法人（法人税法第十二条の七の二に規定する連結親法人をいう。以下この項及び第四十九条の四第一項において同じ。）が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約の規定する申立て（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係（法人税法第十二条の七の五に規定する連結完全支配関係をいう。第四十九条の四第一項において同じ。）がある連結子法人（同法第十二条の七の三に規定する連結子法人をいう。第四十九条の四第一項において同じ。）（以下この項において「対象連結法人」という。）の申請に基づき、当該申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額（当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に係る個別帰属法人税額（当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて法第五十三条第二十八項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて知事が法第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、法第五十三条第二十八項又は第五十六条第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて知事が法第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の令で定める場合にあつては、令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時にあって当該法人税割額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。
- 2 知事は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第十六条第一項各号に掲げるものを、令で定めるところにより徴さなければならぬ。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 法第十五条第四項、第十五条の二、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、法第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の申立てを取り下げたとき又は当該申立てを取り下げられたとき。

二 前項において準用する法第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する知事の求めに応じないとき。

三 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないとき認められるとき。

四 法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る法人税割の全額を徴収することができないと認められるとき。

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第一項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前の期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、知事は、その免除をしないことができる。

6 徴収の猶予に関する申請の手續に関しては、令で定めるところによる。

第四十九条第一項第三号から第五号までの規定中「分配」の下に「又は引渡し」を加える。

第四十九条の二の見出しを「（第四十三条第一項第一号に掲げる法人に係る法人の事業税の徴収猶予）」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予）

第四十九条の三 知事は、内国法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る条約相手国の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国の権限ある当局から相互協議の申入れがあつた場合を含む。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）の課税標準とされた所得に基づいて法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて知事が第五十条の二第一項若しくは第二項若しくは法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として令で定めるところにより計算した金額の合算額を限度として、第四十九条第五項又は第五十一条第二項の規定による納期限（当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて知事が第五十条の二第一項若しくは第三項又は法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の令で定める場合にあつては、令で定め

る日)の翌日から一月を経過する日までの期間(第五項において「徴収の猶予期間」という。)に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時ににおいて当該所得割額又は付加価値割額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による徴収の猶予(以下この条において「徴収の猶予」という。)をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第十六条第一項各号に掲げるものを、令で定めるところにより徴さなければならぬ。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 法第十五条第四項、第十五条の二、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、法第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の申立てを取り下げたとき。

二 前項において準用する法第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する知事の求めに応じないとき。

三 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないとき。

四 法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る所得割又は付加価値割に係る徴収金の全額を徴収することができないと認められるとき。

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした所得割又は付加価値割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間(第一項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。)に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、知事は、その免除をしないことができる。

6 徴収の猶予に関する申請の手続に関しては、令で定めるところによる。

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予)

第四十九条の四 知事は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第六十八条の八十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。)をした場合には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(以下この項において「対象連結法人」という。

)の申請に基づき、当該申立てに係る同法第六十八条の八十八第一号に掲げる更正決定に係る法人税額(当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。)の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額(当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。)に基づいて法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて知事が第五十条の二第一項若しくは第二項若しくは法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として令で定めるところにより計算した金額の合算額

を限度として、法第七十二条の三十三第三項又は第七十二条の四十四第一項の規定による納期限（当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて知事が第五十条の二第一項若しくは第三項又は法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の令で定める場合にあつては、令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時に当該所得割額又は付加価値割額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第十六条第一項各号に掲げるものを、令で定めるところにより徴さなければならぬ。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 法第十五条第四項、第十五条の二、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、法第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の申立てを取り下げたとき又は当該申立てが取り下げられたとき。

二 前項において準用する法第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する知事の求めに応じないとき。

三 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないとき。

四 法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る所得割又は付加価値割に係る徴収金の全額を徴収することができないと認められるとき。

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした所得割又は付加価値割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第一項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、知事は、その免除をしないことができる。

6 徴収の猶予に関する申請の手續に関しては、令で定めるところによる。

第五十二条の二中「法人等」を「法人」に改める。

第五十八条第二項中、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は住宅を新築して譲渡する者で令で定めるもの」及び「（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。）」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を第三項とし、第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十項中「独立行政法人緑資源機構が」を「独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）附則第九条第一項又は第十一条第一

項の規定により行う独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の」に改め、「により行う同法」を削り、「及び同法附則第八条第一項の規定により行う」を「又は」に改め、「。第六十九条の七第一項及び第二項において「旧農用地整備公団法」という。」を削り、同項を同条第九項とし、同条中第十一項を第十項とする。

第六十二条第二項中「第五十八条第五項及び第六項」を「第五十八条第四項及び第五項」に改め、同項第六号中「第五十八条第五項」を「第五十八条第四項」に改める。

第六十六条第一項第四号を削る。

第六十九条第三項中「第五十八条第九項」を「第五十八条第八項」に改める。

第六十九条の七第一項中「土地改良区又は独立行政法人緑資源機構」を「土地改良区」に、「若しくは第五十三条の三の二第一項の規定又は独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項若しくは同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用するこれらの規定」を「又は第五十三条の三の二第一項の規定」に改め、同条第二項中「（独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項又は同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号」を「同項第一号」に改める。

第六十九条の八第二項中「当該民法第三十四条の法人」を「当該不動産取得税の納税義務者」に改める。

第六十九条の九中「第五十八条第十項」を「第五十八条第九項」に改める。

第一百七十七条中「法人等」を「法人」に改める。

第六百六十六条第一項中「第六百六十二条第一項第二号」の下に「又は第四号」を加える。

附則第六条の三第三項中「記載した申告書」を「記載した道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に、「市町村民税に関する申告書」を「市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「場合」の下に「（県民税の納税通知書が送達された後に道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかったことについて、市町村長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。）」を加える。

附則第十一条の二第二項中「及び」を「並びに」に改め、「第三十七条の十第四項」の下に「並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項」を加え、「支払われる」を「交付を受ける」に、「同項の規定により同条第一項」を「これらの規定により同法第三十七条の十第一項」に改める。

附則第十一条の三第一項中「この項及び第六項」を「この項」に、「第四項及び第六項」を「及び第四項」に改め、同条第二項中「。第七項において同じ」を削り、同条第五項を次のように改める。

5 第三項の規定の適用がある場合における附則第十一条の二第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（附則第十一条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

附則第十一条の三第六項及び第七項を削る。

附則第十四条第二項中「法人等」を「法人（人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行うものを含む。第四項及び第五項において同じ。）」に改め、同条第四項及び第五項中「法人等」を「法人」に改める。

附則第十四条の六第一項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは家屋」を「又は家屋」に改め、「若しくは住宅を新築して譲渡する者で令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で令で定めるもの」及び「若しくは同条第三項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第六十六条第一項第四号」を削り、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「これらの規定」を「同項ただし書」に改め、同条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（周産期医療のための施設の用に供する不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第十四条の七 医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画に定められた同条第二項第二号に掲げる医療連携体制に関する事項に従つて周産期医療を提供する同法第一条の二第二項に規定する医療提供施設の開設者が当該周産期医療のための施設で令で定めるものに供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十七条の四中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則第十七条の六第一項中「電気を動力源とする自動車で省令で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるもの」を「電気自動車（電気を動力源とする自動車）で省令で定めるものをいう。第五項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるものをいう。同項において同じ。）」に改め、「及び第五項」を削り、同項第一号中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成九年三月三十一日」を「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「法人等」を「法人」に改め、同条第四項中「総務省令で定める許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの」に、「総務省令で定めるもの」を「省令で定めるもの」に改め、同条第五項中「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの」を「次に掲げる自動車」に、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十八年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

一 電気自動車

二 次に掲げる天然ガス自動車

イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

附則第十七条の六第六項中「法人等」を「法人」に改め、同条第七項中「総務省令」を「省令」に改め、同条第八項中「基準エネルギー消費効率以上」を「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上」に、「総務省令」を「省令」に改め、「及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの（同項の規定の適用を受ける自動車を除く。）」を削り、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「平成十七年度分」を「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十八年度分」を「平成二十二年度分」に改め、同条第九項中「法人等」を「法人」に改める。

附則第十九条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「総務省令」を「省令」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。）の取得（第二項から前項まで又は附則第二十条の二第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三百三十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の一）を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車に総務省令で定めるものうち、道路運送車両法第

四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの

附則第二十条中「平成二十年五月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附則第二十条の第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日まで」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第二項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日まで」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日まで」に改める。

附則第二十二條第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（狩猟税の税率の特例）

第二十二條の二 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第六十二条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率とする。

一 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第三十四号）第九条第五項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録

二 前号の狩猟者の登録（以下この号において「軽減税率適用登録」という。）を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同種の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の岡山県税条例（以下「新条例」という。）

（ ）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の岡山県税条例（以下「旧条例」という。） 附則第十一条の三第六項の県民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式会社については、同項及び同条第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第六項中「平成二十一年三月三十一日」とあるのは「岡山県税条例の一部を改正する条例（平成二十年岡山県条例第十九号）の施行の日」とあり、「租税特別措置法第三十七条の十一第一項第一号に規定する金融商品取引業者」とあるのは「同法第二十九条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）」とする。

4 施行日から平成二十二年三月三十一日までの間における新条例附則第十一条の三第五項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「並びに附則第十一条の二の三第一

項の規定の適用について」と、「同条第一項」とあるのは「附則第十一条の二第二項」と、「とす
る」とあるのは「と、附則第十一条の二の三第一項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金
額（附則第十一条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、「同条第一
項前段」とあるのは「附則第十一条の二第一項前段」とする」とする。

（法人の県民税に関する経過措置）

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十年四月一
日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民
税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年
度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

6 旧条例第二十九条第一項第四号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成十九年度
分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

7 新条例第四十条の規定（同条第一項の表の第一号イに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成
二十年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、地方税法等の一部を改正する法律
（平成二十年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六
号）第五十二条第二項第三号に掲げる公共法人等に対して課する平成十九年度分までの法人の県民
税の均等割については、なお従前の例による。

8 施行日から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の
日の前日までの間における新条例第四十条第一項の規定の適用については、同項の表の第一号中

「ハ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定
する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当する
ものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを
除く。）

とあるのは、

ニ 保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社以外の法
人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲
げる法人を除く。）
ホ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行
政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下
この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもの

とする。

「ハ 保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社以外の法
人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イ及びロに掲げる
法人を除く。）
ニ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行
政法人で収益事業を行わないもの及びハに掲げる法人を除く。以下
この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもの

9 新条例第四十二条の二又は第四十二条の二の規定は、施行日以後に新条例第四十二条の二第
一項又は第四十二条の二の二第一項の申請が行われる場合について適用する。

（事業税に関する経過措置）

10 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十年四月一
日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。以下

- 同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。)については、なお従前の例による。
- 11 新条例第四十九条の三又は第四十九条の四の規定は、施行日以後に新条例第四十九条の三第一項又は第四十九条の四第一項の申請が行われる場合について適用する。
(不動産取得税に関する経過措置)
- 12 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成二十年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 13 新条例第五十八条第二項の規定は、施行日の翌日(以下「適用日」という。)以後にされる同項の規定による家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡について適用し、適用日前にされた旧条例第五十八条第二項の規定による家屋の新築後最初に行われた独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は同項に規定する地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)で定める住宅を新築して譲渡する者に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。
- 14 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成二十年法律第八号)の施行の日前の旧条例第五十八条第十項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 15 適用日前の旧条例第六十六条第一項第四号に該当する場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
(自動車税に関する経過措置)
- 16 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十九年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
- 17 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 18 新条例附則第十九条第一項の規定は、適用日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税の税率について適用し、適用日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率については、なお従前の例による。
(軽油引取税に関する経過措置)
- 19 新条例附則第二十二條第二項の規定は、適用日以後に岡山県条例第四百十條第一項若しくは第二項の軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条例第四百四十一條第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入(以下この項において「軽油の引取り等」という。)が行われた場合又は適用日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第四百十條第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税の税率について適用し、適用日前に軽油の引取り等が行われた場合又は適

用日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(狩猟税に関する経過措置)

20 新条例附則第二十二條の二の規定は、平成二十年四月一日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

関する法律（平成十九年法律第百三十四号）第九条第五項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録

二 前号の狩猟者の登録（以下この号において「軽減税率適用登録」という。）を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同一の種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が同項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので省令で定めるものの取得（附則第十九条第二項から第四項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第三百三十六条第一項の規定の適用については、当該取得が地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

2 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令で定めるものの取得（附則第十九条第二項から第四項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第三百三十六条第一項の規定の適用については、当該取得が地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

3 略

（軽油引取税の税率の特例）

第二十二條 1略

2 平成五年十二月一日から平成三十年三月三十一日までの間に第四百零一条第一項若しくは第二項の軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四百零一条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第四百零一条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第四百四十四条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、三万二千百円とする。

（狩猟税の税率の特例）

第二十二條の二 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第六十二條第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率とする。

一 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に

て得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が同項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので省令で定めるものの取得（附則第十九条第二項から第四項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第三百三十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

2 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令で定めるものの取得（附則第十九条第二項から第四項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第三百三十六条第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

3 略

（軽油引取税の税率の特例）

第二十二條 1略

2 平成五年十二月一日から平成二十年三月三十一日までの間に第四百零一条第一項若しくは第二項の軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四百零一条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第四百零一条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第四百四十四条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、三万二千百円とする。

5 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。）の取得（第二項から前項まで又は附則第二十条の二第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三百七十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合には、百分の一）を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合には、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車で総務省令で定めるもののうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの

（自動車取得税の免税点の特例）

第二十条 平成二年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に行われた自動車の取得に係る第三百三十八条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第二十条の二 附則第十七条の六第四項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗

5 車両総重量が三・五トンを超える自動車（軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下この項において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの（以下この項において「重量車基準適合車」という。）の取得（前三項又は附則第二十条の二第一項若しくは第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日までの間に行われたときに限り、第三百七十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一（窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で省令で定めるものにあつては、百分の二）を控除した率とする。

（自動車取得税の免税点の特例）

第二十条 平成二年四月一日から平成二十年五月三十一日までの間に行われた自動車の取得に係る第三百三十八条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第二十条の二 附則第十七条の六第四項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じ

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので省令で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので省令で定めるもの

4 次に掲げる特定自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三百三十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、当該特定自動車がバス、トラックその他の省令で定めるものである場合にあっては百分の二・七を、当該特定自動車が乗用車その他の省令で定めるものである場合にあっては百分の一・八（当該取得が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われた場合にあっては、百分の二）をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

イハ略

二 車両総重量が三・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので省令で定めるもの

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この条において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

4 次に掲げる特定自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三百三十七条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、当該特定自動車がバス、トラックその他の総務省令で定めるものである場合にあっては百分の二・七を、当該特定自動車が乗用車その他の総務省令で定めるものである場合にあっては百分の一・八（当該取得が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われた場合にあっては、百分の二）をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イハ略

二 車両総重量が三・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

9 前二項の規定の適用がある場合において、医師又は医業を目的とする法人が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する自動車で第七項に規定する知事の承認を受けたものに係る自動車税の税率の適用については、同項の規定にかかわらず、当該承認のあつた年度の翌年度の自動車税の税率は、第七項の表第七條第一項第一号の項中「二二、五〇〇円」とあるのは「一一、五〇〇円」と、「二六、〇〇〇円」とあるのは「一三、〇〇〇円」と、「三〇、〇〇〇円」とあるのは「一五、〇〇〇円」と、「三四、〇〇〇円」とあるのは「二五、五〇〇円」と、「三八、五〇〇円」とあるのは「二九、〇〇〇円」と、「四三、五〇〇円」とあるのは「三三、〇〇〇円」と、「五〇、〇〇〇円」とあるのは「三七、五〇〇円」と、「五七、五〇〇円」とあるのは「四三、五〇〇円」と、「六六、〇〇〇円」とあるのは「四九、五〇〇円」とする。

10 略

(自動車取得税の税率の特例)

第十九条 自家用の自動車で軽自動車（道路運送車両法第三条にいう軽自動車をいう。

）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和四十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三百三十七條の規定にかかわらず、百分の五とする。

2 電気を動力源とする自動車で省令で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三百三十七條及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

3 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三百三十七條及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

自動車税に限り、当該自動車が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成十八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

9 前二項の規定の適用がある場合において、医師又は医業を目的とする法人等が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する自動車で第七條第七項に規定する知事の承認を受けたものに係る自動車税の税率の適用については、同項の規定にかかわらず、当該承認のあつた年度の翌年度の自動車税の税率は、第七項の表第七條第一項第一号の項中「二二、五〇〇円」とあるのは「一一、五〇〇円」と、「二六、〇〇〇円」とあるのは「一三、〇〇〇円」と、「三〇、〇〇〇円」とあるのは「一五、〇〇〇円」と、「三四、〇〇〇円」とあるのは「二五、五〇〇円」と、「三八、五〇〇円」とあるのは「二九、〇〇〇円」と、「四三、五〇〇円」とあるのは「三三、〇〇〇円」と、「五〇、〇〇〇円」とあるのは「三七、五〇〇円」と、「五七、五〇〇円」とあるのは「四三、五〇〇円」と、「六六、〇〇〇円」とあるのは「四九、五〇〇円」とする。

10 略

(自動車取得税の税率の特例)

第十九条 自家用の自動車で軽自動車（道路運送車両法第三条にいう軽自動車をいう。

）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和四十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三百三十七條の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

2 電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三百三十七條及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

3 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三百三十七條及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

6 前二項の規定の適用がある場合において、医師又は医業を目的とする法人が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する自動車で第七十七条に規定する知事の承認を受けたものに係る自動車税の税率の適用については、同項の規定にかかわらず、当該承認のあつた年度の翌年度の自動車税の税率は、第四項の表第七十七条第一項第一号の項中「一五、〇〇〇円」とあるのは「七、五〇〇円」と、「一七、五〇〇円」とあるのは「九、〇〇〇円」と、「二〇、〇〇〇円」とあるのは「一〇、〇〇〇円」と、「二二、五〇〇円」とあるのは「一七、〇〇〇円」と、「二五、五〇〇円」とあるのは「一九、五〇〇円」と、「二九、〇〇〇円」とあるのは「二二、〇〇〇円」と、「三三、五〇〇円」とあるのは「二五、〇〇〇円」と、「三八、五〇〇円」とあるのは「二九、〇〇〇円」と、「四四、〇〇〇円」とあるのは「三三、〇〇〇円」と、同表第七十七条第三項の項中「一五、〇〇〇円」とあるのは「七、五〇〇円」とする。

7 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令で定めるもの（第四項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第七十七条第一項及び第四項の規定の適用については、当該自動車は平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十年年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

8 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので省令で定めるもの（第五項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第七十七条第一項及び第四項の規定の適用については、当該自動車は平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十一年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十二年年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字

6 前二項の規定の適用がある場合において、医師又は医業を目的とする法人等が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する自動車で第七十七条に規定する知事の承認を受けたものに係る自動車税の税率の適用については、同項の規定にかかわらず、当該承認のあつた年度の翌年度の自動車税の税率は、第四項の表第七十七条第一項第一号の項中「一五、〇〇〇円」とあるのは「七、五〇〇円」と、「一七、五〇〇円」とあるのは「九、〇〇〇円」と、「二〇、〇〇〇円」とあるのは「一〇、〇〇〇円」と、「二二、五〇〇円」とあるのは「一七、〇〇〇円」と、「二五、五〇〇円」とあるのは「一九、五〇〇円」と、「二九、〇〇〇円」とあるのは「二二、〇〇〇円」と、「三三、五〇〇円」とあるのは「二五、〇〇〇円」と、「三八、五〇〇円」とあるのは「二九、〇〇〇円」と、「四四、〇〇〇円」とあるのは「三三、〇〇〇円」と、同表第七十七条第三項の項中「一五、〇〇〇円」とあるのは「七、五〇〇円」とする。

7 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの（第四項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第七十七条第一項及び第四項の規定の適用については、当該自動車は平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十年年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

8 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの（第五項の規定の適用を受ける自動車を除く。）及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので総務省令で定めるもの（同項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第七十七条第一項及び第四項の規定の適用については、当該自動車は平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成十七年度分の

録を受けた場合にあつては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

5 次に掲げる自動車に対する第七十七条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、当該自動車平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十一年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十二年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一 電気自動車

二 次に掲げる天然ガス自動車

イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

三 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの

中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

5 電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものに対する第七十七条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、当該自動車が平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過する日の属する年度

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十一年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過する日の属する年度

略

2 略

3 第一項の規定の適用がある場合において、医師又は医業を目的とする法人が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する自動車で第七十七条第七項に規定する知事の承認を受けたものに係る自動車税の税率の適用については、同項の規定にかかわらず、当該承認のあつた年度の翌年度の自動車税の税率は、第一項の表第七十七条第一項第一号の項中「三二、四〇〇円」とあるのは「一六、二〇〇円」と、「三七、九〇〇円」とあるのは「一九、〇〇〇円」と、「四三、四〇〇円」とあるのは「二一、七〇〇円」と、「四九、五〇〇円」とあるのは「三七、一〇〇円」と、「五六、一〇〇円」とあるのは「四二、一〇〇円」と、「六三、八〇〇円」とあるのは「四七、八〇〇円」と、「七三、一〇〇円」とあるのは「五四、八〇〇円」と、「八四、一〇〇円」とあるのは「六三、一〇〇円」と、「九六、八〇〇円」とあるのは「七二、六〇〇円」とする。

4 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して政令で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（以下この条において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので省令で定めるものに対する第七十七条第一項及び第四項の規定の適用については、当該自動車及び平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登

条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過する日の属する年度

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成九年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過する日の属する年度

略

2 略

3 第一項の規定の適用がある場合において、医師又は医業を目的とする法人等が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する自動車で第七十七条第七項に規定する知事の承認を受けたものに係る自動車税の税率の適用については、同項の規定にかかわらず、当該承認のあつた年度の翌年度の自動車税の税率は、第一項の表第七十七条第一項第一号の項中「三二、四〇〇円」とあるのは「一六、二〇〇円」と、「三七、九〇〇円」とあるのは「一九、〇〇〇円」と、「四三、四〇〇円」とあるのは「二一、七〇〇円」と、「四九、五〇〇円」とあるのは「三七、一〇〇円」と、「五六、一〇〇円」とあるのは「四二、一〇〇円」と、「六三、八〇〇円」とあるのは「四七、八〇〇円」と、「七三、一〇〇円」とあるのは「五四、八〇〇円」と、「八四、一〇〇円」とあるのは「六三、一〇〇円」と、「九六、八〇〇円」とあるのは「七二、六〇〇円」とする。

4 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して政令で定めるエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が総務省令で定める許容限度（以下この条において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものに対する第七十七条第一項及び第四項の規定の適用については、当該自動車及び平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車及び平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の

(周産期医療のための施設の用に供する不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第十四条の七 医療法第三十条の四第一項に規定する医療計画に定められた同条第二項第二号に掲げる医療連携体制に関する事項に従つて周産期医療を提供する同法第一条の二第二項に規定する医療提供施設の開設者が当該周産期医療のための施設で令で定めるものの用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

(不動産取得税の納税義務の免除等)

第十七条の四 第六十九条の六第一項の農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業(同項に規定する農地売買等事業のうち、担い手農業者の経営の定着発展を促進することを目的として、平成元年度以後に、知事の承認した実施計画に基づいて実施されるものをいう。)により、平成元年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に同項に規定する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、同項及び同条第二項中「から五年」とあるのは、「から五年(知事とその取得の日から五年以内に附則第十七条の四に規定する担い手農業者確保事業に係る当該土地の貸付期間の延長の承認をした場合においては、五年を経過する日の翌日から五年)」とする。

(自動車税の税率の特例)

第十七条の六 次の各号に掲げる自動車(電気自動車(電気を動力源とする自動車で省令で定めるものをいう。第五項において同じ。))、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるものをいう。同項において同じ。))、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるもの(第四項において「電気自動車等」という。))並びにバス(一般乗用のものに限る。))及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第百七条第一項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成九年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(以下この

(不動産取得税の納税義務の免除等)

第十七条の四 第六十九条の六第一項の農地保有合理化法人が担い手農業者確保事業(同項に規定する農地売買等事業のうち、担い手農業者の経営の定着発展を促進することを目的として、平成元年度以後に、知事の承認した実施計画に基づいて実施されるものをいう。)により、平成元年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に同項に規定する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、同項及び同条第二項中「から五年」とあるのは、「から五年(知事とその取得の日から五年以内に附則第十七条の四に規定する担い手農業者確保事業に係る当該土地の貸付期間の延長の承認をした場合においては、五年を経過する日の翌日から五年)」とする。

(自動車税の税率の特例)

第十七条の六 次の各号に掲げる自動車(電気を動力源とする自動車で省令で定めるものの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるもの、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で省令で定めるもの(第四項及び第五項において「電気自動車等」という。))並びにバス(一般乗用のものに限る。))及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第百七条第一項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成七年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(以下この

出する場合にあつては、七百五十万円。第四項において同じ。）以下のものに対する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割及び清算所得に係る法人税割の額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に五・八分の〇・八を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

3 略

4 第二項の規定を適用する場合において、二以上の都道府県内に事務所又は事業所を有する法人又は第二十九条第一項第四号の二に掲げる者の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年千五百万円以下であることの判定は、法第五十七条第一項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

5 事業年度又は連結事業年度が一年に満たない法人又は第二十九条第一項第四号の二に掲げる者に対する第二項の規定の適用については、同項中「年千五百万円」とあるのは「千五百万円に当該法人税額又は当該個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。

6 略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第十四条の六 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第五十八条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「二年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第六十六条第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第一号及び第六十七条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六十六条第一項第一号中「二年」とあるのは「三年（土地の取得の日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令で定める場合においては、四年）」と、第六十七条第一項中「二年」とあるのは「三年（当該取得の日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令で定める場合においては、四年）」とする。

は各連結事業年度分の法人税割及び清算所得に係る法人税割の額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に五・八分の〇・八を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

3 略

4 第二項の規定を適用する場合において、二以上の都道府県内に事務所又は事業所を有する法人等又は第二十九条第一項第四号の二に掲げる者の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年千五百万円以下であることの判定は、法第五十七条第一項の規定により関係都道府県に分割される前の額によるものとする。

5 事業年度又は連結事業年度が一年に満たない法人等又は第二十九条第一項第四号の二に掲げる者に対する第二項の規定の適用については、同項中「年千五百万円」とあるのは「千五百万円に当該法人税額又は当該個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。

6 略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第十四条の六 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるもの若しくは住宅を新築して譲渡する者で令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第五十八条第二項ただし書若しくは同条第三項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第六十六条第一項第四号の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「六月」とあるのは、「二年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第六十六条第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第一号及び第六十七条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六十六条第一項第一号中「二年」とあるのは「三年（土地の取得の日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令で定める場合においては、四年）」と、第六十七条第一項中「二年」とあるのは「三年（当該取得の日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令で定める場合においては、四年）」とする。

式の譲渡（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであつて、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令で定める期間が三年を超える場合に限る。）をした場合における附則第十一条の第二項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令で定めるところにより計算した金額の二分の一に相当する金額とする。

一 当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。以下この項において同じ。）が発行した株式に係る租税特別措置法第三十七条の十三の第二項に規定する上場等の日（次号において「上場等の日」という。）前に譲渡する場合 当該特定中小会社以外の者に対する譲渡で省令で定めるもの

二 当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社が発行した株式に係る上場等の日以後に譲渡する場合 その上場等の日以後三年以内に行われる譲渡（金融商品取引法第二十八条第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。）で租税特別措置法第三十七条の十一の第一項第一号に規定する金融商品取引業者への売委託に基づくもの又は当該金融商品取引業者に対するもの

7 前項の規定は、令で定めるところにより同項の規定の適用を受けようとする年度分の法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

（県民税の法人税割の税率の特例）

第十四条 1略

2 前項の場合において、県内に事務所又は事業所を有する法人等のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。次項において同じ。）若しくは第二十九条第四項に規定する相互会社を除く。次項において同じ。）若しくは第二十九条第四項において法人とみなされるもの、又は第二十九条第一項第四号の二に掲げる者であつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（法第二十三条第四号の二に規定する個別帰属法人税額をいう。第四項において同じ。）が千五百万円（法人税法第七十一条第一項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）又は第八十八条の規定により法人税に係る申告書を提出する義務のある法人が当該申告に係る法第五十三条第一項前段の規定による県民税の申告書を提出する場合にあっては、七百五十万円。第四項において同じ。）以下のものに対する各事業年度分又

（県民税の法人税割の税率の特例）

第十四条 1略

2 前項の場合において、県内に事務所又は事業所を有する法人（人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行うものを含む。第四項及び第五項において同じ。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。次項において同じ。）若しくは第二十九条第四項において法人とみなされるもの、又は第二十九条第一項第四号の二に掲げる者であつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（法第二十三条第四号の二に規定する個別帰属法人税額をいう。第四項において同じ。）が千五百万円（法人税法第七十一条第一項（同法第四十五条において準用する場合を含む。）又は第八十八条の規定により法人税に係る申告書を提出する義務のある法人が当該申告に係る法第五十三条第一項前段の規定による県民税の申告書を提

この項において「特定中小会社」という。）の同条第一項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（同法第二十九条の第二項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）をした県民税の所得割の納税義務者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二十条第十号に規定する会社に該当することとなる）における当該株主その他の令で定める者であつたものを除く。第三項及び第四項において同じ。）について、租税特別措置法第三十七条の十三の第二項に規定する適用期間（第四項において「適用期間」という。）内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び附則第十一条の二の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 前項の規定は、令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の法第四十五条の第二項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の第三項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3・4 略

5 第三項の規定の適用がある場合における附則第十一条の二第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（附則第十一条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」とする。

この項及び第六項において「特定中小会社」という。）の同条第一項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（同法第二十九条の第二項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）をした県民税の所得割の納税義務者（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二十条第十号に規定する会社に該当することとなる）における当該株主その他の令で定める者であつたものを除く。第三項、第四項及び第六項において同じ。）について、租税特別措置法第三十七条の十三の第二項に規定する適用期間（第四項において「適用期間」という。）内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び附則第十一条の二の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 前項の規定は、令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の法第四十五条の第二項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の第三項の確定申告書を含む。第七項において同じ。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。第七項において同じ。）に限り、適用する。

3・4 略

5 第三項の規定の適用がある場合における附則第十一条の二第一項から第三項まで及び附則第十一条の三の規定の適用については、附則第十一条の二第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第十一条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」と、附則第十一条の二の三第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第十一条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、同条第一項前段」とあるのは「附則第十一条の二第一項前段」とする。

6 特定株式を平成十二年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に払込みにより取得をした県民税の所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株

に相当する岡山県収入証紙をはつて納付しなければならない。この場合において、当該納税者が第六十二条第一項第二号又は第四号に掲げる者であるときは、これを証する書面を添付しなければならない。

2 略

附則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第六条の三 1・2略

3 第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、法附則第五条の四第八項の市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合(県民税の納税通知書が送達された後に道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町村長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。)に限り、適用する。

4・5略

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二 1略

2 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七条の十第三項各号に掲げる金額(所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。)
(その他令で定める事由により交付を受ける令で定める金額並びに租税特別措置法第三十七条の十第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項に規定する交付を受ける金額(これらの規定により同法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。))は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項の規定を適用する。

3・4略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十一条の三 租税特別措置法第三十七条の十三第一項に規定する特定中小会社(以下

に相当する岡山県収入証紙をはつて納付しなければならない。この場合において、当該納税者が第六十二条第一項第二号に掲げる者であるときは、これを証する書面を添付しなければならない。

2 略

附則

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第六条の三 1・2略

3 第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、法附則第五条の四第八項の市町村民税に関する申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合に限り、適用する。

4・5略

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二 1略

2 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七条の十第三項各号に掲げる金額(所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。)
(その他令で定める事由により交付を受ける令で定める金額及び租税特別措置法第三十七条の十第四項に規定する支払われる金額(同項の規定により同条第一項に規定する株式等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。))は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項の規定を適用する。

3・4略

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第十一条の三 租税特別措置法第三十七条の十三第一項に規定する特定中小会社(以下

ら三年以内」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十九条の八第一項」と、「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該不動産取得税の納税義務者」と読み替えるものとする。

(土地区画整理事業に係る仮換地等の指定があつた場合における不動産取得税の課税の特例等)

第六十九条の九 土地区画整理法による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地等の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日前における当該仮換地等に対応する従前の土地の取得について、第五十九条の二又は第六十六条の規定を適用するときは、第五十九条の二第二項中「当該土地に隣接する土地」とあるのは「当該土地に対応する第五十八条第九項に規定する仮換地等(第六十六条において「仮換地等」という。)に隣接する土地」と、第六十六条第一項各号列記以外の部分及び同項第一号並びに同条第二項各号列記以外の部分及び同項第一号中「当該土地の上に」とあるのは「当該土地に対応する仮換地等の上に」と、同条第三項中「当該土地に隣接する土地」とあるのは「当該土地に対応する仮換地等に隣接する土地」と、同条第四項中「その土地に隣接する土地」とあるのは「その土地に対応する仮換地等に隣接する土地」とする。

(自動車税の税率)

第七百七条 1〜6略

7 医師又は医業を目的とする法人が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する自動車で知事の承認したものに係る自動車税の税率の適用については、当該承認のあつた年度の翌年度の自動車税の税率は、第一項第一号ロ中「二九、五〇〇円」とあるのは「一四、八〇〇円」と、「三四、五〇〇円」とあるのは「一七、三〇〇円」と、「三九、五〇〇円」とあるのは「一九、八〇〇円」と、「四五、〇〇〇円」とあるのは「三三、八〇〇円」と、「五一、〇〇〇円」とあるのは「三八、三〇〇円」と、「五八、〇〇〇円」とあるのは「四三、五〇〇円」と、「六六、五〇〇円」とあるのは「四九、九〇〇円」と、「七六、五〇〇円」とあるのは「五七、四〇〇円」と、「八八、〇〇〇円」とあるのは「六六、〇〇〇円」と、第三項中「二九、五〇〇円」とあるのは「一四、八〇〇円」とする。

8〜10略

(狩猟税の証紙徴収の手続)

第六百六十六条 狩猟税の納税者は、狩猟者の登録を受ける際、狩猟税納付書に狩猟税額

ら三年以内」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十九条の八第一項」と、「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該民法第三十四条の法人」と読み替えるものとする。

(土地区画整理事業に係る仮換地等の指定があつた場合における不動産取得税の課税の特例等)

第六十九条の九 土地区画整理法による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地等の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日前における当該仮換地等に対応する従前の土地の取得について、第五十九条の二又は第六十六条の規定を適用するときは、第五十九条の二第二項中「当該土地に隣接する土地」とあるのは「当該土地に対応する第五十八条第十項に規定する仮換地等(第六十六条において「仮換地等」という。)に隣接する土地」と、第六十六条第一項各号列記以外の部分及び同項第一号並びに同条第二項各号列記以外の部分及び同項第一号中「当該土地の上に」とあるのは「当該土地に対応する仮換地等の上に」と、同条第三項中「当該土地に隣接する土地」とあるのは「当該土地に対応する仮換地等に隣接する土地」と、同条第四項中「その土地に隣接する土地」とあるのは「その土地に対応する仮換地等に隣接する土地」とする。

(自動車税の税率)

第七百七条 1〜6略

7 医師又は医業を目的とする法人等が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する自動車で知事の承認したものに係る自動車税の税率の適用については、当該承認のあつた年度の翌年度の自動車税の税率は、第一項第一号ロ中「二九、五〇〇円」とあるのは「一四、八〇〇円」と、「三四、五〇〇円」とあるのは「一七、三〇〇円」と、「三九、五〇〇円」とあるのは「一九、八〇〇円」と、「四五、〇〇〇円」とあるのは「三三、八〇〇円」と、「五一、〇〇〇円」とあるのは「三八、三〇〇円」と、「五八、〇〇〇円」とあるのは「四三、五〇〇円」と、「六六、五〇〇円」とあるのは「四九、九〇〇円」と、「七六、五〇〇円」とあるのは「五七、四〇〇円」と、「八八、〇〇〇円」とあるのは「六六、〇〇〇円」と、第三項中「二九、五〇〇円」とあるのは「一四、八〇〇円」とする。

8〜10略

(狩猟税の証紙徴収の手続)

第六百六十六条 狩猟税の納税者は、狩猟者の登録を受ける際、狩猟税納付書に狩猟税額

2
5略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付等)

第六十九条 1・2略

3 第五十八条第八項の規定は、第一項の規定による還付をする場合について準用する。

(土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第六十九条の七 知事は、土地改良区が土地改良法第五十三条の三第一項又は第五十三条の三の二第一項の規定により換地計画において定められた換地(令で定めるものに限る。)を取得した場合において、当該換地をその取得の日から二年以内に譲渡したときは、納税者の申請により、当該土地改良区による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、前条第一項の農地保有合理化法人が土地改良法第五十三条の三の二第一項の規定により換地計画において定められた換地であつて、同項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合において、当該換地をその取得の日から二年以内に譲渡したときは、納税者の申請により、当該農地保有合理化法人による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

3
5略

(外国人留学生の寄宿舎の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第六十九条の八 1略

2 第六十九条の三第二項から第四項までの規定は、民法第三十四条の法人で外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第六十九条の三第二項中「前項」とあるのは、「第六十九条の八第一項」と、「当該取得の日から二年以内」とあるのは、「土地の取得にあつては当該取得の日から五年以内、家屋の取得にあつては当該取得の日か

2
5略

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付等)

第六十九条 1・2略

3 第五十八条第九項の規定は、第一項の規定による還付をする場合について準用する。

(土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第六十九条の七 知事は、土地改良区又は独立行政法人緑資源機構が土地改良法第五十三条の三第一項若しくは第五十三条の三の二第一項の規定又は独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項若しくは同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用するこれらの規定により換地計画において定められた換地(令で定めるものに限る。)を取得した場合において、当該換地をその取得の日から二年以内に譲渡したときは、納税者の申請により、当該土地改良区又は独立行政法人緑資源機構による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、前条第一項の農地保有合理化法人が土地改良法第五十三条の三の二第一項(独立行政法人緑資源機構法第十六条第二項又は同法附則第八条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧農用地整備公団法第二十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により換地計画において定められた換地であつて、土地改良法第五十三条の三の二第一項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合において、当該換地をその取得の日から二年以内に譲渡したときは、納税者の申請により、当該農地保有合理化法人による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

3
5略

(外国人留学生の寄宿舎の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第六十九条の八 1略

2 第六十九条の三第二項から第四項までの規定は、民法第三十四条の法人で外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第六十九条の三第二項中「前項」とあるのは、「第六十九条の八第一項」と、「当該取得の日から二年以内」とあるのは、「土地の取得にあつては当該取得の日から五年以内、家屋の取得にあつては当該取得の日か

する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号イの事業を含む。第六十九条の九において同じ。）の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地（以下この項及び同条において「仮換地等」という。）の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者とみなして、不動産取得税を課する。

10| 略

（不動産取得税の賦課徴収に関する申告義務）

第六十二条 略

2 第五十八条第四項及び第五項の規定の適用を受ける家屋の取得者は、前項の申告書に代えて次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一〜五略

六 第五十八条第四項の専有部分の床面積の割合の補正の方法を区分所有者の全員が協議して定めた場合はその方法

七 略

（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）

第六十六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（令で定める住宅に限る。以下この項及び次項において「特例適用住宅」という。）一戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるものについて）その床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合においては、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

一〜三略

項において「旧農用地整備公団法」という。）第十九条第一項第一号イの事業を含む。第六十九条の九において同じ。）の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地（以下この項及び同条において「仮換地等」という。）の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者とみなして、不動産取得税を課する。

11| 略

（不動産取得税の賦課徴収に関する申告義務）

第六十二条 略

2 第五十八条第五項及び第六項の規定の適用を受ける家屋の取得者は、前項の申告書に代えて次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一〜五略

六 第五十八条第五項の専有部分の床面積の割合の補正の方法を区分所有者の全員が協議して定めた場合はその方法

七 略

（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）

第六十六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（令で定める住宅に限る。以下この項及び次項において「特例適用住宅」という。）一戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるものについて）その床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合においては、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

一〜三略

四 住宅を購入して譲渡する者で令で定めるものが購入した特例適用住宅（新築された日から六月以内に購入した特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものに限る。）及び当該特例適用住宅に係る土地を当該特例適用住宅の当該購入

(不動産取得税の納税義務者等)

第五十八条 1略

2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初の使用又は譲渡（独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるものが注文者である家屋の新築に係る請負契約に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合は、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。）が行われた日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から六月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家屋が新築された日から六月を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

(不動産取得税の納税義務者等)

第五十八条 1略

2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初の使用又は譲渡（独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるもの又は住宅を新築して譲渡する者で令で定めるものが注文者である家屋の新築に係る請負契約（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。）に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合は、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。）が行われた日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から六月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家屋が新築された日から六月を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

3 住宅を購入して譲渡する者で令で定めるものが新築の住宅でまだ人の居住の用に供したくないものを当該住宅が新築された日から六月以内に購入した場合においては、前項の規定にかかわらず、当該購入した住宅について最初の使用又は譲渡が行われた日において住宅の取得がなされたものとみなし、当該住宅の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、当該購入した日から六月を経過して、なお、当該購入した住宅について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該購入した日から六月を経過した日において住宅の取得がなされたものとみなし、当該住宅の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

3 8略

9 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業又は土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）附則第九条第一項又は第十一条第一項の規定により行う独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）第十一条第一項第七号イの事業又は森林開発公団法の一部を改正

4 9略

10 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業又は土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業（独立行政法人緑資源機構が独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第百三十号）により行う同法第一条第一項第七号イの事業及び同法附則第八条第一項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第六十九条の七第一項及び第二

る場合は、この限りでない。

3 法第十五条第四項、第十五条の二、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、法第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の申立てを取り下げたとき又は当該申立てが取り下げられたとき。

二 前項において準用する法第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する知事の求めに応じないとき。

三 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないとき認められるとき。

四 法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る所得割又は付加価値割に係る徴収金の全額を徴収することができないとき認められるとき。

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした所得割又は付加価値割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第一項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、知事は、その免除をしないことができる。

6 徴収の猶予に関する申請の手續に関しては、令で定めるところによる。

(設立等の届出)

第五十二条の二 新たに設立した法人（法第七十二条の四第一項に掲げる法人を除く。以下この条において同じ。）又は県外に主たる事務所等を有する法人で県内に新たに事務所等を設けたものは、設立の日又は事務所等を設けた日から二月以内に次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 五略

2 前項の届出をした法人は、その届出事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(設立等の届出)

第五十二条の二 新たに設立した法人等（法第七十二条の四第一項に掲げる法人を除く。以下この条において同じ。）又は県外に主たる事務所等を有する法人等で県内に新たに事務所等を設けたものは、設立の日又は事務所等を設けた日から二月以内に次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 五略

2 前項の届出をした法人等は、その届出事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収
猶予)

第四十九条の四 知事は、連結親法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第六十八条の八十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。)をした場合には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(以下この項において「対象連結法人」という。)の申請に基づき、当該申立てに係る同法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額(当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。)の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額(当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。)に基づいて法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて知事が第五十条の二第一項若しくは第二項若しくは法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として令で定めるところにより計算した金額の合算額を限度として、法第七十二条の三十三第三項又は第七十二条の四十四第一項の規定による納期限(当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。)から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額に基づいて知事が第五十条の二第一項若しくは第三項又は法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項又は法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日(当該合意がない場合その他の令で定める場合にあつては、令で定める日)の翌日から一月を経過する日までの期間(第五項において「徴収の猶予期間」という。)に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時に当該所得割額又は付加価値割額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による徴収の猶予(以下この条において「徴収の猶予」という。)をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第十六条第一項各号に掲げるものを、令で定めるところにより徴さなければならぬ。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情があ

日（当該合意がない場合その他の令で定める場合にあつては、令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に於いて当該所得割額又は付加価値割額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第十六条第一項各号に掲げるものを、令で定めるところにより徴さなければならぬ。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 法第十五条第四項、第十五条の二、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、法第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の申立てを取り下げたとき。

二 前項において準用する法第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する知事の求めに応じないとき。

三 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないときと認められるとき。

四 法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る所得割又は付加価値割に係る徴収金の全額を徴収することができないと認められるとき。

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした所得割又は付加価値割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第一項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、知事は、その免除をしないことができる。

6 徴収の猶予に関する申請の申請手続については、令で定めるところによる。

当該事業年度終了の日から二月以内（当該期間に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、当該事業年度終了の日からその最後の分配又は引渡しの行われる日の前日まで）

四 法第七十二条の三十第一項の規定の適用を受ける法人にあつては、残余財産の分配又は引渡しの日の前日まで

五 法第七十二条の三十一第一項の規定の適用を受ける法人にあつては、残余財産の確定した日から一月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで）

255略

（第四十三条第一項第一号イに掲げる法人に係る法人の事業税の徴収猶予）

第四十九条の二略

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予）

第四十九条の三 知事は、内国法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る条約相手国の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国の権限ある当局から相互協議の申入れがあつた場合を含む。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）の課税標準とされた所得に基づいて法第七十二条の三十三第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて知事が第五十条の二第二項若しくは第二項若しくは法第七十二条の三十九第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として令で定めるところにより計算した金額の合算額を限度として、第四十九条第五項又は第五十一条第二項の規定による納期限（当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて知事が第五十条の二第二項若しくは第三項又は法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた

当該事業年度終了の日から二月以内（当該期間に残余財産の最後の分配が行われるときは、当該事業年度終了の日からその最後の分配が行われる日の前日まで）

四 法第七十二条の三十第一項の規定の適用を受ける法人にあつては、残余財産の分配の日の前日まで

五 法第七十二条の三十一第一項の規定の適用を受ける法人にあつては、残余財産の確定した日から一月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配が行われるときは、その行われる日の前日まで）

255略

（法人の事業税の徴収猶予）

第四十九条の二略

二 前項において準用する法第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する知事の求めに応じないとき。

三 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないとき。

四 法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る法人税割の全額を徴収することができないと認められるとき。

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第一項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、知事は、その免除をしないことができる。

6 徴収の猶予に関する申請の手続に関しては、令で定めるところによる。

(法人の県民税の減免)

第四十二条の二の三 知事は、天災その他特別の事情により必要があると認める者その他特別の事情により必要があると認める者に対しては、法人の県民税を減免することができる。

2 前項の規定により法人の県民税の減免を受けようとする者は、当該法人の県民税に係る納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 法人の所在地及び名称

二 減免を受けようとする法人の県民税の課税標準の算定期間となつた事業年度又は計算期間（法第七十二条の十三第二十三項に規定する計算期間をいう。以下同じ）。

一、納期限、課税標準額及び税額

三・四略

(法人の事業税の申告納付)

第四十九条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割（第四十三条第一項第一号イに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割及び所得割とする。）又は収入割を次に掲げる期間内に申告納付しなければならない。

一・二略

三 法第七十二条の二十九第一項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該法人の

第四十二条の二 知事は、天災その他特別の事情により必要があると認める者その他特別の事情により必要があると認める者に対しては、法人等の県民税を減免することができる。

2 前項の規定により法人等の県民税の減免を受けようとする者は、当該法人等の県民税に係る納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 法人等の所在地及び名称

二 減免を受けようとする法人等の県民税の課税標準の算定期間となつた事業年度又は計算期間（法第七十二条の十三第二十三項に規定する計算期間をいう。以下同じ）。

一、納期限、課税標準額及び税額

三・四略

(法人等の事業税の申告納付)

第四十九条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割（第四十三条第一項第一号イに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割及び所得割とする。）又は収入割を次に掲げる期間内に申告納付しなければならない。

一・二略

三 法第七十二条の二十九第一項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該法人の

二条第十二号の七の三に規定する連結子法人をいう。第四十九条の四第一項において同じ。)(以下この項において「対象連結法人」という。)の申請に基づき、当該申立てに係る租税特別措置法第六十八条の八十八第十六項第一号に掲げる更正決定に係る連結法人税額(当該申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。))に係る個別帰属法人税額(当該申請をした対象連結法人に係るものに限る。以下この項において同じ。))に基づいて法第五十三条第二十八項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて知事が法第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、法第五十三条第二十八項又は第五十六条第一項の規定による納付すべき日又は納期限(当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。))から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額に基づいて知事が法第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日(当該合意がない場合その他の令で定める場合にあつては、令で定める日)の翌日から一月を経過する日までの期間(第五項において「徴収の猶予期間」という。))に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う対象連結法人につき当該申請の時に当該法人税割額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による徴収の猶予(以下この条において「徴収の猶予」という。))をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第十六条第一項各号に掲げるものを、令で定めるところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 法第十五条第四項、第十五条の二、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、法第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の申立てを取り下げたとき又は当該申立てが取り下げられたとき。

る場合は、この限りでない。

3| 法第十五条第四項、第十五条の二、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、法第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について準用する。

4| 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、法第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一| 第一項の申立てを取り下げたとき。

二| 前項において準用する法第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する知事の求めに応じないとき。

三| 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないとき。

四| 法第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その徴収を猶予した期限までにその猶予に係る法人税割の全額を徴収することができないと認められるとき。

5| 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第一項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、知事は、その免除をしないことができる。

6| 徴収の猶予に関する申請の手続に関しては、令で定めるところによる。
（租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予）

第四十二条の二の二 知事は、連結親法人（法人税法第十二条の七の二に規定する連結親法人をいう。以下この項及び第四十九条の四第一項において同じ。）が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十八条の八十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）をした場合には、当該申立ての対象となる取引の当事者である当該連結親法人又は当該連結親法人との間に連結完全支配関係（法人税法第十二条の七の五に規定する連結完全支配関係をいう。第四十九条の四第一項において同じ。）がある連結子法人（同法第

(租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の県民税の徴収猶予)

第四十二条の二 知事は、内国法人(法人税法第二条第三号に規定する内国法人をいう。第四十九条の三第一項において同じ。)が同法第百三十九条に規定する条約(以下この節及び次節において「租税条約」という。)の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て(租税特別措置法第六十六条の四第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。)をした場合(外国法人(法人税法第二条第四号に規定する外国法人をいう。以下この項及び第四十九条の三第一項において同じ。))が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る租税条約の我が国以外の締約国(以下この節及び次節において「条約相手国」という。)の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国の権限ある当局から当該条約相手国との間の租税条約に規定する協議(以下この節及び次節において「相互協議」という。)の申入れがあつた場合を含む。)には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第十六項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額(これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。)に基づいて法第五十三条第二十八項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて知事が法第五十五条第一項若しくは第二項の規定によつて更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、法第五十三条第二十八項又は第五十六条第一項の規定による納付すべき日又は納期限(当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。)から国税庁長官と当該条約相手国の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十六条の規定による更正に係る法人税額に基づいて知事が法第五十五条第一項又は第三項の規定によつて更正をした場合における当該更正があつた日(当該合意がない場合その他の令で定める場合にあつては、令で定める日)の翌日から一月を経過する日までの期間(第五項において「徴収の猶予期間」という。))に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に限らず、当該法人税割額以外の県税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による徴収の猶予(以下この条において「徴収の猶予」という。))をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で法第十六条第一項各号に掲げるものを、令で定めるところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が五十万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情があ

四 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を超え五十億円以下であるもの	年額 五十四万円
五 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が五十億円を超えるもの	年額 八十万円

2 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第五十二条第二項第一号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第一号の二の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第一号の三の連結法人税額の課税標準の算定期間、同項第二号の均等割額の算定期間又は同項第三号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは、切り捨てる。

3 第一項の収益事業の範囲は、令で定めるところによる。

(法人の県民税の申告納付)

第四十一条 法第五十三条第一項、第五項及び第二十八項に規定する法人は、同条第四十五項の規定の適用がある場合を除き、法人税に係る申告書を提出する期限又は法人税に係る修正申告によつて増加した法人税額若しくは法人税に係る更正若しくは決定によつて納付すべき法人税額を納付すべき日までに法人税割額及び均等割額を、同条第二項に規定する連結法人は、同項ただし書又は同条第四十五項の規定の適用がある場合を除き、同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月を経過した日から二月以内に法人税割額及び均等割額を、同条第四項に規定する法人及び連結子法人は、同項の規定による納期限までに法人税割額及び均等割額を、同条第二十四項に規定する法人は、毎年四月三十日までに均等割額を、同条第二十七項に規定する法人は、遅滞なく法人税割額及び均等割額をそれぞれ申告納付しなければならない。ただし、当該期限後においても、次条第一項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、申告納付することができる。

2 略

(法人の県民税の更正、決定の通知及び不足税額の徴収)

第四十二条 知事は、法第五十五条の規定により法人の県民税の更正及び決定をした場合においては、この旨を納税者に通知しなければならない。

2 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第五十二条第二項第一号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第一号の二の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第一号の三の連結法人税額の課税標準の算定期間、同項第二号の均等割額の算定期間又は同項第三号若しくは第四号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは、切り捨てる。

(法人等の県民税の申告納付)

第四十一条 法第五十三条第一項、第五項及び第二十八項に規定する法人は、同条第四十五項の規定の適用がある場合を除き、法人税に係る申告書を提出する期限又は法人税に係る修正申告によつて増加した法人税額若しくは法人税に係る更正若しくは決定によつて納付すべき法人税額を納付すべき日までに法人税割額及び均等割額を、同条第二項に規定する連結法人は、同項ただし書又は同条第四十五項の規定の適用がある場合を除き、同条第二項に規定する連結事業年度開始の日から六月を経過した日から二月以内に法人税割額及び均等割額を、同条第四項に規定する法人及び連結子法人は、同項の規定による納期限までに法人税割額及び均等割額を、同条第二十四項に規定する法人等は、毎年四月三十日までに均等割額を、同条第二十七項に規定する法人は、遅滞なく法人税割額及び均等割額をそれぞれ申告納付しなければならない。ただし、当該期限後においても、次条第一項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、申告納付することができる。

2 略

(法人等の県民税の更正、決定の通知及び不足税額の徴収)

第四十二条 知事は、法第五十五条の規定により法人等の県民税の更正及び決定をした場合においては、この旨を納税者に通知しなければならない。

(法人の均等割の税率)

第四十条 法人の均等割の税率は、次の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。

法人の区分	税率
一 次に掲げる法人 イ 法人税法第二条第五号の公共法人及び第二十九条第三項に規定する公益法人等のうち、法第二十五条第一項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。） ロ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） ニ 保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。） ホ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもの	年額 二万円
二 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え一億円以下であるもの	年額 五万円
三 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を超え十億円以下であるもの	年額 十三万円

(法人等の均等割の税率)

第四十条 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下「法人等」と総称する。）の均等割の税率は、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に定める額とする。

法人等の区分	税率
一 資本金等の額が五十億円を超える法人（保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び公共法人等（法人税法第二条第五号の公共法人及び同条第六号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む。）で均等割のみを課されるものをいう。）を除く。次号から第四号までにおいて同じ。	年額 八十万円
二 資本金等の額が十億円を超え五十億円以下である法人	年額 五十四万円
三 資本金等の額が一億円を超え十億円以下である法人	年額 十三万円
四 資本金等の額が千万円を超え一億円以下である法人	年額 五万円
五 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額 二万円

新

(納税義務者等)

第二十九条 県民税は、第一号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第三号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第二号及び第四号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額によつて、第五号に掲げる者に対しては利子割額によつて、第六号に掲げる者に対しては配当割額によつて、第七号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によつて課する。

一〜三略

四 県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下この節中「寮等」という。)を有する法人で県内に事務所又は事業所を有しないもの

四の二〜七略

2 略

3 公益法人等(法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

4 法人でない社团又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社团又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下県民税について「人格のない社团等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定を適用する。

旧

(納税義務者等)

第二十九条 県民税は、第一号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第三号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第二号及び第四号に掲げる者に対しては均等割額によつて、第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額によつて、第五号に掲げる者に対しては利子割額によつて、第六号に掲げる者に対しては配当割額によつて、第七号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によつて課する。

一〜三略

四 県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設(以下本節中「寮等」という。)を有する法人で県内に事務所又は事業所を有しないもの及び県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社团又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(第四項に規定するものを除く。)

四の二〜七略

2 略

3 法人税法第二条第六号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する法人を含む。)のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割(法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。)は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

4 法人でない社团又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社团又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節中法人に関する規定を適用する。

3月31日

つなぎ法 成立
県税条例 3/31 専決

4月 1日

暫定税率 失効

国民(県民)に不利益を与えないための緊急避難的措置

地方税法改正法案 審議
(参議院)

- ・自動車取得税 5%→3%
- ・軽油引取税 32.1円/ℓ→15円/ℓ

【主要内容】

- ・自動車取得税の免税点の特例 50万円(本則15万円)を維持

4月28日

※ つなぎ法とは
国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律
(平成20年法律第10号)

4月29日

参議院 みなし否決
(憲法第59条第4項)

4月30日

衆議院 再議決
改正地方税法 成立
県税条例 4/30 専決

5月 1日

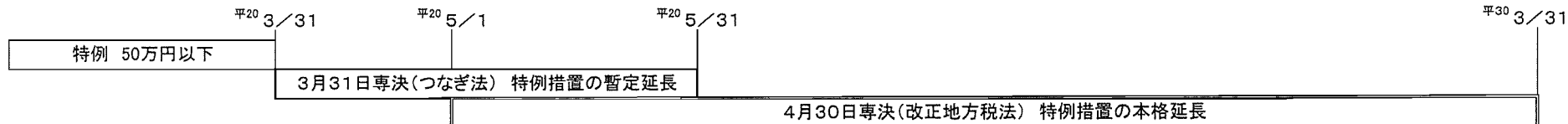
暫定税率 復活

※ 改正地方税法とは
地方税法等の一部を改正する法律
(平成20年法律第21号)

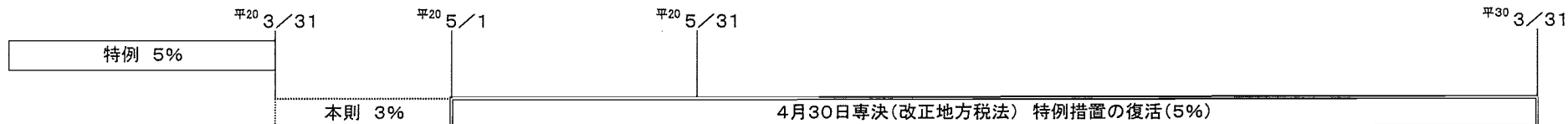
- ・自動車取得税 3%→5%
- ・軽油引取税 15円/ℓ→32.1円/ℓ

○自動車取得税

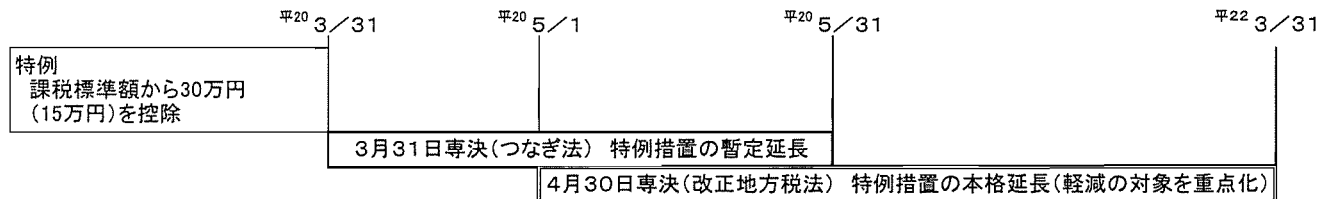
(1) 免税点の特例措置



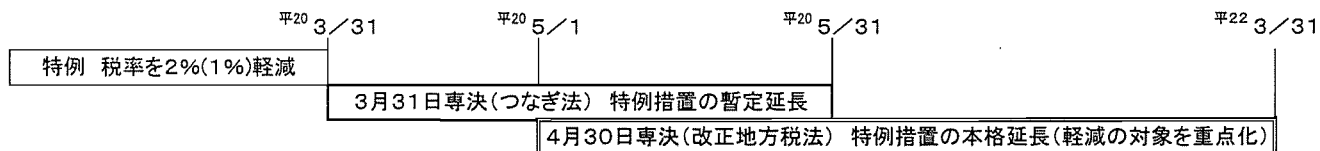
(2) 税率の特例措置(暫定税率)



(3) 低公害の自動車に係る軽減措置

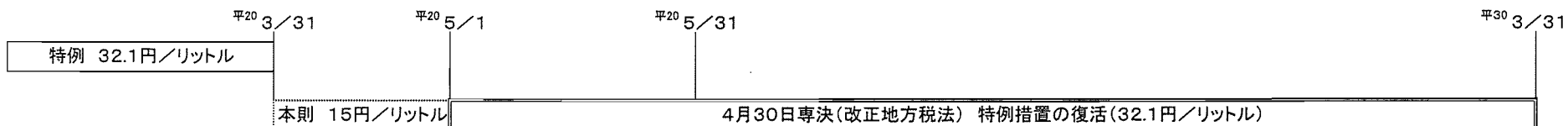


(4) 環境性能に優れたディーゼルトラック等に係る軽減措置



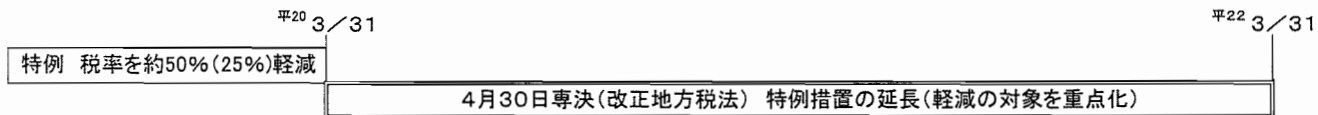
○軽油引取税

(1) 税率の特例措置(暫定税率)

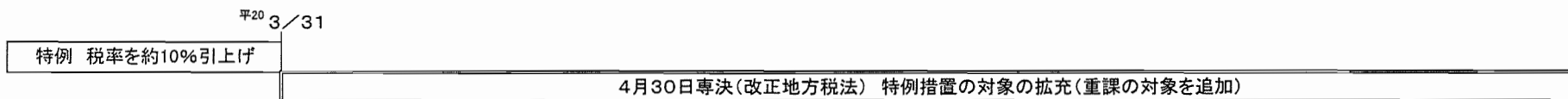


○自動車税

(1) 低公害の自動車に係る軽減措置



(2) 環境負荷の大きい自動車に係る特例(重課)



※重課の特例は、恒久化されている。